

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、21世紀を勝ち抜く「強い会社」の実現のため、「コーポレート・ガバナンスの充実」と「スピーディーな意思決定と業務執行」に重点を置き、透明度と信頼度の高い経営システムを構築してまいります。

取締役の役割と機能（意思決定と経営監督責任）を明確にした上で、取締役の任期を1年とすること及び取締役定年制の導入等によって取締役会の活性化を図りました。また、取締役会から委嘱された業務がスピーディーに執行されることを推進するため、新執行役員制度を導入しており、執行役員にはその役割と責任を明確にするとともに目標達成の権限を付与し、業務執行の効率性を高めてまいります。

法令順守（コンプライアンス）につきましては、「法令順守委員会」と「品質保証室」を中心に表示・品質管理体制と安全衛生・危機管理体制の更なる強化を図ってまいります。

また、当社グループは、経営の透明度と信頼性を高めるべく、積極開示を進めるとともに、負の資産は持たないという財務の健全化を基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、2021年株主総会より電子化による議決権行使も可能となりました。今後、機関投資家や海外投資家の比率等、株主構成の推移を見ながら、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社は、株主における海外投資家等の比率を勘案し、現在英語での情報開示を実施しておりません。今後、株主構成の推移を見ながら、検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しておりませんが、今後は、独立社外取締役の関与について検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 3】

現在、取締役会の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、今後は実施及び概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有目的は、中長期的な視点で当社の持続的な企業価値の向上に資する銘柄を取引関係の維持・強化のために保有して行く方針としており、定期的な見直しを行います。また、議決権の行使については、発行会社及び当社の企業価値向上に資するか否かを判断基準としております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引もしくは利益相反取引、また特別利害関係者として、会社と取引を行う場合は、法令に従って、当社の「取締役会規則」において、取締役会の決議事項を定めております。また、取締役会においては、当事者は審議及び議決には加わらないことにしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金制度を採用しており、確定給付型企业年金の制度がありませんので、当社の財政状況に対するリスクが生じることはありません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念及び経営戦略

経営理念

(社是) おいさと健康を愛する魅力あるスタミナ食品をもって世界に貢献する。我々は、真のやりがいを感じ、企業の成長・発展とともに生活・文化の向上を図る。

(社訓) 1. お客様を愛する

1. 商品を愛する

1. 会社を愛する

1. 社員を愛する

1. 株主を愛する

経営戦略

当社グループは、食肉の生産から小売・外食までの食肉に関わる事業を一貫して取り組む垂直統合を推進することにより、経営体質の強化と安定的な成長を志向しております。

(2) 当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬に関する方針と手続

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図って行くための動機付けとして、従来の実績等を踏まえた支給基準及び業績等に対する貢献度によって報酬案を作成し、取締役会の決議により決定しております。今後は、独立社外取締役の関与について検討してまいります。

(4)当社は取締役及び監査役候補の選解任・指名を行うに当たっての方針と手続について、社内規程等の定めを設けておりませんが、必要な知識、経験、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバー出来るバランス・能力等を総合的に考慮しております。取締役の手続きについては、社長が提案し、取締役会で決議しております。監査役の手続きについては、社長が提案し、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議しております。今後は、独立社外取締役の関与について検討してまいります。また、経営陣幹部の職務執行に不正、または重大な法令もしくは定款違反があった場合には、取締役会に解任提案を行なうことといたします。

(5)取締役および監査役候補者の個々の選解任・指名についての説明

今までは、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。今後は、全ての新任取締役候補者及び新任監査役候補者についても選任理由を株主総会招集通知に開示してまいります。また、任期満了以外で解任の取締役及び監査役についても解任理由を株主総会招集通知に開示してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令に基づき、「取締役会規則」、「稟議規程」、「職務権限規程」及び「権限基準表」により、取締役会において決議すべき事項と経営陣が迅速に意思決定し執行出来る事項を明確にしております。

【原則4-8】

当社は、独立社外役員による助言や監督・監査が経営に有用であると認識しております。現在、独立社外取締役2名と監査役は3名全員が独立社外監査役であります。独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る目的で、社外役員情報交換会を定期的開催致しております。この会合の連絡・調整等につきましては、唯一の常勤者である独立社外常勤監査役が行っております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役・社外監査役の選任にあたり、会社法の定める社外性要件の他、東京証券取引所が定める独立性基準を当社における独立性判断基準として採用し、これを順守致しております。また、独立社外取締役の選任にあったっては、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が出来る人物を候補者として選定しています。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、専門知識や経験等が多様な取締役で構成すべきと考えております。また、意思決定の迅速性を確保するため、取締役の人数については、12名以内とすることを定款に規定しております。また、取締役会全体の客観性・独立性を担保する観点から社外取締役2名(うち独立社外取締役1名)、独立社外監査役3名を選任しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、株主総会招集通知に掲載する事業報告で開示しておりますが、その数は合理的な範囲内であると思われます。

【補充原則4-14-2】

今後、取締役・監査役向けの講師を招いての勉強会実施、また費用当社負担での社外セミナーへの出席の奨励を通して必要な知識の習得とスキルアップを図る方針です。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下の通りであります。

- (1)経営陣は、株主・投資家との建設的な対話を積極的に推進します。
- (2)経営企画部門の担当役員が責任者として、株主・投資家との対話を統括し、社内関係部署が連携して建設的な対話の実現を補助します。
- (3)対話から得た意見については、必要に応じて、取締役会・経営会議等の会議体で報告し、その対応について議論します。
- (4)決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報の対話を控える沈黙期間としています。
- (5)株主・投資家との対話に際しては、情報管理を適切に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
村上 真之助	7,994,420	24.78
丸紅株式会社	4,841,550	15.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,244,400	3.86
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,165,261	3.61
有限会社ファイブエム	1,089,087	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	990,200	3.07
JP MORGAN CHASE BANK 385632	843,500	2.61
三井物産株式会社	705,500	2.19
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	744,837	2.31
株式会社S M B C 信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	610,000	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社である株式会社オーエムツーネットワークは、東京証券取引所JASDAQに株式を上場しております。
 当社は、同社と緊密な連携を保ちつつ、同社の事業運営については、その独立性を尊重することを基本としております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松野 英	弁護士											○
鴨田 視寿子	弁護士											○
佐藤 栄起	公認会計士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松野 英	○	_____	弁護士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画を期待。 <独立役員指定理由> 当社と同氏との取引関係が一切ないことから、独立性を有する社外役員として適任者であると判断しております。

鴨田 視寿子	○	——	弁護士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画を期待。 <独立役員指定理由> 当社と同氏との取引関係が一切ないことから、独立性を有する社外役員として適任者であると判断しております。
佐藤 栄起	○	——	公認会計士としての高度な専門知識を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営参画を期待。 <独立役員指定理由> 当社と同氏との取引関係が一切ないことから、独立性を有する社外役員として適任者であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画の受領・説明聴取、監査の立会い・監査結果の説明聴取、情報交換、意見交換等を実施しております。定期的な会合（内部監査報告会）に加え、随時連絡を取り合うなど、連携して効率的な業務を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦川 龍治	他の会社の出身者													○
大塚 千代	弁護士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦川 龍治	○	――	企業活動に対する豊富な見識と専門知識(財務) <独立役員指定理由> 当社と同氏との取引関係が一切ないことから、独立性を有する社外役員として適任者であると判断しております。
大塚 千代	○	――	企業活動に対する豊富な見識と専門知識(財務) <独立役員指定理由> 当社と同氏との取引関係が一切ないことから、独立性を有する社外役員として適任者であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、その総額を有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬であります。
具体的な決定は、取締役会の決議で定めた種類ごとの支給内規に規定する算定方法(基準額、指数または係数など一定の算定基準から算定)と決定方法をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内(基本報酬及び賞与:年額250百万円以内、譲渡制限付株式報酬:年額30百万円以内)で、報酬の種類ごとに取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査室に所属する使用人が職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、「コーポレート・ガバナンスの充実」と「スピーディーな意思決定と業務執行」に重点を置き、透明度と信頼度の高い経営システムを構築してまいります。

現状では、14名の役員(取締役11名、監査役3名)のうち社外役員を5名(社外取締役3名、社外監査役2名)選任しており、客観的・中立的な見地からの経営監視が機能する体制が整っていると判断しております。

監査の状況:社長直属の監査室を設置し、監査役とも情報を共有しつつ、内部統制システムの遵守・整備状況を定期的に確認するとともに、内部監査により明らかとなった改善項目について、具体的な改善策の策定を担当部門に要請し、その後の改善進捗管理を行うなど内部統制システムの充実に努めております。

会計監査人:有限責任あずさ監査法人(2007年2月期より選任)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役及び監査役会設置会社であります。取締役11名で構成する取締役会と監査役3名及び監査役会により業務執行の監督及び監視を行っております。また、内部監査部門を及び会計監査部門及び会計監査人との連携による経営監視機能の強化、さらには法令順守委員会・内部統制委員会等の各種委員会による補完機能によって、コーポレート・ガバナンス体制は十分に構築されていると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2月決算会社

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時・任意開示情報(決算・決定事項に関する情報等)をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社社訓:「お客様を愛する。商品を愛する。会社を愛する。社員を愛する。株主を愛する。」

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規制への準拠及び資産の保全を図るため、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

1. 基本的な考え方

当社は、以下の社是と社訓から構成される経営理念を掲げ、経営者から全ての企業構成員（役員・正社員からアルバイトまで、企業に携わる全ての人々）に至るまで、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】

（社 是）

おいしさと健康を愛する魅力あるスタミナ食品をもって世界に貢献する。

我々は、真のやりがいを感じ、企業の成長・発展とともに生活・文化の向上を図る。

（社 訓）

1. お客様を愛する。

1. 商品を愛する。

1. 会社を愛する。

1. 社員を愛する。

1. 株主を愛する。

2. 整備状況

当社は、業務の有効性と効率性を図る観点から、事業計画の策定をはじめとする当社及び当社グループ経営に関わる重要事項については社内規程に則り、取締役によって構成される「取締役会」（原則、月1回開催）において審議し執行決定を行っております。

取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、業務担当取締役、各部門長らが迅速に遂行しておりますが、あわせて内部牽制機能を確立するため、組織及び職務遂行規程等においてそれぞれの職務権限や職務遂行者の明確化、適切な業務手続を定めております。

財務面の統制については、経理規程や財務・金融デリバティブリスク管理規程を中心とする社内規程、要項及び細則等に則った各部門長の適正な管理の徹底を基本としつつ、統制機能の有効性、財務報告の信頼性及び資産評価の適正性を確認するため、経理部が随時各部門の取引についてモニタリングを行い適切な統制を行っております。

さらに、内部牽制機能のひとつとして、社長直属の監査室により内部監査を実施しております。内部統制システムの順守・整備状況を定期的に確認するとともに、内部監査により明らかとなった改善事項について、具体的な改善策の策定を担当部門に要請し、その後の改善進捗管理を行うなど内部統制システムの一層の充実に努めております。

取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、当社は、経営理念（社是、社訓）に則った「エスフーズ行動憲章」を定めております。世界経済の発展に貢献することを目指し一人一人が高い倫理観を持って行動することの重要性を認識し、法令・法規の順守及び公正な行動の確保が基本原則である旨の経営トップのメッセージを役員及び社員に徹底しております。さらに、法令順守委員会を通じ、グループコンプライアンス体制の確立、コンプライアンスマニュアルの策定及びコンプライアンスに関する指導・助言を行っております。そして、いわゆる内部通報制度として、法令順守委員会を窓口とする「報告・連絡・相談窓口」を開設し、社員等から業務執行に関する報告、連絡等を受け付けております。相談窓口は法令順守委員会以外に、ユニオン（労働組合）、社外監査役（弁護士）、職場上司の4つの窓口を設けております。

リスク管理体制の整備状況については、コンプライアンス、品質、財務・金融、システム、環境、災害に関するリスクの管理について社内規程又はマニュアルに則って管理しております。そして、法令順守委員会は、リスク発生時において対応方針の具申及び原因等の調査を行います。さらに、全社的な委員会のひとつである「安全衛生委員会」が、職場における安全衛生体制の整備及び製品の品質保証を継続的に確保するため設置されております。

情報管理体制については、取締役会などの重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等その他重要な情報を文書管理規程に基づき、定められた期間保存しております。さらに、コンピューターシステム等の活用により、経営目的に即した情報が必要かつ十分な範囲で入手し、また社内外に伝達し得る体制を整備し社内規程により管理しております。秘密情報の保護については、重要性に応じた管理責任者の明確化、守秘区分の設定、外部からの不正アクセス防止措置等を整備しております。

監査役監査については、不祥事の未然防止を目指した予防監査に注力し、法令順守・内部統制等の状況について監査を実施しております。また、監査役は企業活動に対する見識が豊富な社外監査役の参画を得て、経営トップに対する独立性を保持しつつ、適時に重要な経営情報の報告を受けて、的確な業務監査を実施しております。

会計監査人については、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査法人に有限責任あずさ監査法人を起用しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当該会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況については、年次予算の策定・見直し等経営管理全般について定期的な会議を開催するなど関係会社管理規程に則り整備を図っております。また、監査室による内部監査の範囲について当社企業集団のグループ各社を含めたものとし、内部統制システムの順守・整備状況を定期的に確認しております。さらに、法令順守委員会は、グループ各社にコンプライアンス責任者を置き、「報告・連絡・相談窓口」の範囲をグループ全体とするなど、グループ全体のコンプライアンスを統括しております。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況については、コンプライアンスマニュアルに基づき反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものと定め、周知徹底を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1 会社情報の開示方針

当社グループは、経営の透明度と信頼性を高めるべく積極的な情報開示を行うことを基本方針とし、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう「エスフーズ行動憲章」及び社内規程(株式等の内部者取引に関する規程)に従って、重要情報の管理と適時開示に努めています。

2 会社情報の管理及び開示担当部署

・情報管理責任者である各部門長は、重要情報の漏洩防止に努めるとともに未公表の重要情報について情報取扱責任者である管理本部長に報告を行います。

・管理本部長は、会社情報について適時開示の要否を管理本部内及び関係部署等と協議、必要な開示承認手続きを経て適時開示の指示を行います。

・開示すべき会社情報は、管理本部長が指揮し、総務部が証券取引所、当社ホームページなどによる公表を担当します。

